

# 地域福祉の推進について

## 第2次函館市地域福祉計画 ～福祉のまちづくりのために～

### (1) 計画策定の趣旨等

#### 1) 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行，地域で相互に支え合う意識の希薄化，さらには生活の質や豊かさを重視する志向の高まりなど，地域社会を取り巻く環境が大きく変化するなかで，公的な福祉サービスだけで十分に対応することができない課題，例えば，公的な制度の対象としてはふさわしくないニーズや制度の谷間にある人への支援，あるいは個々の制度だけでは不十分となるケースへの対応などの課題が生じてきています。

このような課題に対応するためには，身近な地域におけるこれまでの取組みを有効に活用しながら，公的な福祉サービスと市民の自主的な活動の連携によって，利用者本位のサービスを総合的に提供する「共に支え合う社会」を構築することが求められます。

#### 2) 地域福祉とは何か

地域福祉とは，地域住民や社会福祉法人，ボランティアなどが相互に協力して，福祉サービスを必要とする人も必要としない人も，同じ地域社会の一員として日常生活を営み，自分の意思でさまざまな社会活動に参加できるような社会を創り上げていくことをいいます。

したがって，地域福祉を進めていくためには，すべての市民が福祉に対する理解を深め，地域での各種活動に積極的に参加するなど，行政だけではなく，地域住民や地域で活動する団体，事業者がさまざまな情報を共有し，相互に連携・協力しながら取り組んでいくことが大切です。

#### 3) 計画の位置付け

公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題を解決するためには，地域福祉という考え方を共有し，地域における支え合いの仕組みとして取り組んでいく必要があります。

地域におけるこれらの課題は，誰にも起こり得るものであり，住民の間でそれを共有し，解決に向かうような仕組みをつくっていくことは，地域の人々が安心して暮らせることにつながっていくものと考えられます。

本市においては，そのような仕組みづくりをめざし，平成16年度に地域福祉計画を策定し，地域福祉の理念の普及に努めてまいりましたが，地域福祉についてより具体的に取り組むことができるよう，第2次函館市地域福祉計画を策定しました。

#### 4) 計画の期間

計画の期間は，平成21年度から平成25年度までの5か年です。

## (2) 地域福祉の基本理念

### 1) 住民参加

障がいの有無、年齢、性別など、人間にはそれぞれ異なった個性や特性がありますが、こうした特性等を超えて、すべての市民に地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる機会が平等に保障されなければなりません。

そして、このような社会は、福祉サービスを必要とする人にも必要としない人にも等しく望ましい社会であるという意識を共有しなければ達成できるものではありません。

したがって、このような意識を共有し、地域福祉を推進していくためには、計画の策定段階から具体的取組みにいたるさまざまな場面において、住民の主体的な参加を進めていくことが必要です。

### 2) 共に生きる社会づくり

地域福祉を推進するうえでは、人間の持つ多様性を互いに認め合い、地域社会への参加を促しながら、地域で共に生きる住民相互が連携し心のつながりを育むことが必要です。また、福祉サービスの利用にあたっては、利用者個人の尊厳や基本的人権が尊重されるよう、地域全体で擁護できる仕組みづくりを進めることが必要です。

### 3) 男女共同参画

男性も女性も共に、日々の暮らしのなかで地域の課題に目を向け、社会の対等な構成員として、それらの課題解決に向けた意思決定や諸活動に参画していくことが必要であり、地域福祉を推進するための諸活動は、男女共同参画の視点で展開されることが大切です。

### 4) 福祉文化の創造

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会における問題を自らの問題としてとらえ、事業者とも連携しながら福祉サービスの提供に主体的に関わることが重要であり、また、福祉サービスを提供する事業者も自らのサービス提供のあり方に常に目を向け、利用者の立場に立って検証する必要があります。

このような活動の積み重ねが、それぞれの地域における個性ある福祉、すなわち福祉文化を創造していくことにつながります。

## (3) 計画の基本的方策

### 1) 地域での支援体制の構築

すべての住民が同じ地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、地域住民や行政、事業者が共に協力・連携するなかで、保健・医療・福祉などのサービスについて、気軽に相談を受け、サービスに関する情報を提供することができるよう、地域での支援体制の整備を進めます。

### 2) 住民参加・人材育成の促進

地域住民の地域における自立した生活を支援するためには、住民自らも「サービスの

担い手」としての意識を高めながら、主体的に活動へ参加していくことが重要であり、そのためにも、生きがいつくりや交流事業などの充実に努めるほか、活動への参加機会の拡大や場の提供、さらには人材の養成・確保のための事業への参加の促進を図ります。

### 3) 活動団体の連携体制の整備

少子高齢化や核家族化の進行などにより、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題が生じてきていることから、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつ、住民が主体的に関わり支え合う、地域の「新たな支え合い」が求められています。

このため、多様な民間の活動団体が担い手となり、それぞれの団体が有する専門的な知識・能力を共有し連携を図りながら、きめ細かな活動をすることにより地域の課題の解決をめざします。

### 4) 情報の共有化の促進

地域における福祉の実情をよく把握している町会や民生委員・児童委員，社会福祉協議会，地域包括支援センターなどでは，それぞれが地域で活動し，さまざまな支援を行っていますが，それぞれが持つ情報を共有化することにより，地域での要援護者への対応などが円滑に進められることから，基本的人権に配慮しながら，情報の共有化を促進します。

### 5) 地域資源の活用

地域福祉の目的の一つは，地域住民の参加を促し，地域のなかで共に支え合う体制を構築することですが，その実現のためには，身近な地域で相談し，地域住民が必要な情報を得られることが重要であり，また，住民と地域において活動している人との交流が求められていることから，町会館などの利用のほか，福祉施設などの職員が有する専門的な知識を生かす取組みを促進します。

### 6) 意識の醸成

地域の課題について公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができなくなっている状況を踏まえ，地域福祉を推進するためには，その意義を市民自らが理解し，責任と自覚を持って参加していくことが重要であり，福祉サービスの受け手が場合によっては担い手になることもできることから，こうした意識の醸成に取り組みます。

※次期計画（平成26年度～平成30年度）策定中